

# 持続可能設備支援枠

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します！

**第7弾では、第6弾で採択されていない事業者を優先的に採択します。**

※ただし、基準に満たない取組についてはいかなる場合も不採択とします

## 補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

## 補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
既存の建物付帯設備、機械のオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組	空調設備・電気設備・給油設備・機械設備 等

## 対象事業のイメージ



貸金UP支援枠か、持続可能設備支援枠の、どちらか一方を選んで申請してください。

## 公募期間

令和8年7月1日（水）～7月31日（金）

## 事業の実施期限

事業実施期間は交付決定の日から令和8年12月15日までです。

補助対象経費は交付決定日以降に発生した経費に限り補助対象とします。

※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合は、申出書の提出により、12月31日まで期限延長が認められます。

## お問い合わせ先等

◆（問い合わせ）佐賀県産業イノベーションセンター補助金事務局

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

☎0952-37-1688（平日9時から16時30分まで。12時から13時を除く。）



佐賀型貸金UP  
支援チーム事務局

補助金の使い方・申請書の書き方など、何でもご相談  
ください！ ☎0952-97-8135（平日9時～17時）

相談  
無料

# 補助制度の概要

## 対象者

佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。

- ①農林漁業者※
- ②医療福祉業者※
- ③常時使用する職員がいないCSO

※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）

## 対象事業

耐用年数を超えたもの、または購入後10年を経過した既存の建物付帯設備、機械への機能向上を目的としたオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組。

## 従業員

常時使用する従業員が1名以上いる。

## 要件

（詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください）

以下を満たす事業者。

- ①令和6年10月18日以降の事業場内最低賃金を**10%**以上引き上げること。

※1※2

- ②実績報告日または令和8年12月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う賃金を支給していること。

- ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。

※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を10%以上引き上げること。

※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から10%以上引き上げること。

ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を10%以上上回っている場合には、この限りではない。

## 補助率

3分の2以内

### 補助金の下限額

- ①小規模事業者（個人）  
1事業場に付き15万円～
- ②小規模事業者（法人）  
1事業場に付き30万円～
- ③中小企業  
1事業場に付き50万円～

### 補助金の上限額

**200万円**

補助対象経費（税別）× 補助率  
（千円未満切り捨て）

※詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。